

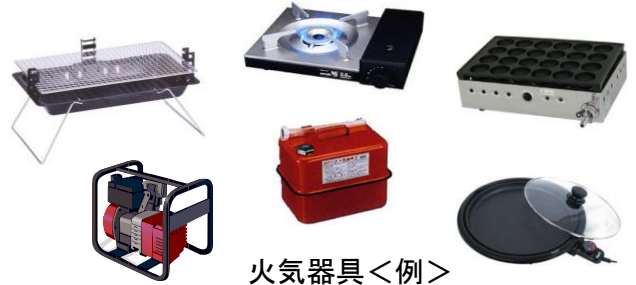
火災予防条例改正の概要

平成25年8月京都府福知山市の花火大会で発生した火災事故を受け、
各種催し(イベント)を行う際には、次の事項が義務付けられました！！

ケース①：多数の方が集合する催し（イベント）において火気器具を使用する場合

- 規制をうける催し（イベント）—
祭礼、縁日、花火大会、展示会などが該当し、PTAや自治会の行事も含まれます
※近親者のみで行うバーベキューなどは対象外

火気器具とは・・・
熱源（電気・ガス・石油・木炭など）を問わず、
使用に際し、火炎や発熱が生じる器具全般



ケース②：ケース①の催しで、露店を開設する場合

- 規制をうける露店 —
祭礼、縁日、花火大会、展示会などの催し（PTAや自治会行事も含む。）にあわせて、火気器具を使用する露店、屋台等を開設するもの

露店、屋台とは・・・
道ばたや寺社の境内・参道などで、物品や飲食物を売る店



【ケース①・ケース②の対応】



【ケース②の対応】



★ 多数の方が集合する催し(イベント)において、火気器具を使用する露店を開設する場合は『消火器の設置』と『露店開設届の提出』の両方が必要です

ケース③：上記のケースのほか、消防長が指定する屋外での大規模な催しを実施する場合

- 規制をうける大規模な催し—
催しに集まる1日あたりの人出予想が11万人以上で、かつ、露店数100店以上のもの

【ケース③の対応】

- “防火担当者”を定め、“火災予防上必要な業務に関する計画”の作成が必要
- 消防署へ作成した計画の提出が必要（開催日の14日前まで）

